



栃木県公報

平成21年
11月20日(金)
第2124号

目次

告 示

- 地籍調査の成果の認証..... 847
- 道路の区域の変更..... 847
- 道路の供用開始..... 848

公 告

- 平成21年度クリーニング師試験の実施..... 848
- 開発行為の工事完了..... 850
- 聴聞の実施..... 850

調 達 等 公 告

- 入札公告..... 851

告 示

栃木県告示第600号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市上桑島町の一部	宇都宮市上桑島町の一部(上桑島Ⅱ地区)の地籍図及び地籍簿	平成21年11月11日
	宇都宮市上田原町、宝井町及び相野沢町の各一部	宇都宮市上田原町、宝井町及び相野沢町の各一部(上田原Ⅳ地区)の地籍図及び地籍簿	平成21年11月11日

(農村振興課)

栃木県告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成21年11月20日から同年12月21日まで一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

前	前	芳賀郡茂木町大字茂木1824-19地先から 芳賀郡茂木町大字茂木1824-2地先まで	6.8～10.3	73.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	芳賀郡茂木町大字茂木1824-19地先から 芳賀郡茂木町大字茂木1824-2地先まで	6.8～10.3	73.0	
	後B	芳賀郡茂木町大字茂木1824-19地先から 芳賀郡茂木町大字茂木1824-2地先まで	6.5～6.5	77.0	
後	前	那須烏山市野上1161-40から 那須烏山市南1丁目3045-2まで	7.7～8.8	360.0	
	後	那須烏山市野上1161-40から 那須烏山市南1丁目3045-2まで	11.1～14.4	360.0	

栃木県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成21年11月20日から同年12月21日まで一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	上都賀郡西方町大字本城字金井川西44地先から 上都賀郡西方町大字元字長塚364-1地先まで	平成21年11月20日
	一般国道293号	上都賀郡西方町大字元字長塚364-1地先から 上都賀郡西方町大字元字長塚372-3地先まで	平成21年11月22日 午前11時
	一般国道294号	芳賀郡茂木町大字茂木1824-19地先から 芳賀郡茂木町大字茂木1824-2地先まで	平成21年11月20日
15	主要地方道 鹿沼足尾線	鹿沼市上粕尾272-8地先から 鹿沼市上粕尾1382-3地先まで	平成21年11月20日

(道路保全課)

公 告

○平成21年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定により平成21年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第4条の規定により公告する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	平成22年2月17日（水） 午前10時から	宇都宮市戸祭元町1-25 栃木県保健福祉会館 さくら市喜連川5547 喜連川社会復帰促進センター
実 地 試 験	平成22年2月17日（水） 午後1時から	同 上

2 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 鑑定試験
薬品及び繊維の鑑定
- イ 技能試験
洗たく物の処理に関する技能

3 出願期間

平成22年1月6日(水)から同月8日(金)まで
(郵送による場合は、1月8日までの消印があるものに限り受け付ける。)

4 出願場所

- (1) 県内(宇都宮市を除く。)居住者は、その住所地を管轄する健康福祉センター
- (2) 宇都宮市内居住者は、宇都宮市保健所
- (3) 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

5 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和30年厚生省令第21号)附則第2項に規定する者
(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者)

6 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証する書類(卒業証明書等)
※なお、卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。
- (4) 受験票
- (5) 写真(出願前6か月以内に撮影した上半身正面、無帽の縦6cm横4.5cmのものを受験票にはりつけること。)
- (6) 50円切手(郵送料として、50円切手を受験票にはること。)
- (7) 戸籍謄本又は抄本(卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合)

7 受験手数料

7,000円(受験願書に栃木県収入証紙をちょう付し、消印をしないこと。)

8 合格者の発表

平成22年3月3日(水)午前9時栃木県庁屋外掲示板、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所に掲示するほか、合格者に通知する。(可否について電話での問い合わせには一切応じない。)

9 その他

受験者本人は、合格発表の日から同日の属する年度末日まで、科目別得点を栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等身分証明書)を持参すること。

また、受験に関する諸用紙は、栃木県保健福祉部生活衛生課又は最寄りの健康福祉センター及び宇都宮市保健所で配付する。なお、郵送を希望する者は、返信用封筒(規格(長3)の封筒)にあて先明記の上80円切手をはる。)を同封の上栃木県保健福祉部生活衛生課あて請求すること。

その他不明な点は、次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部生活衛生課
電話 028-623-3110

(生活衛生課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市田町1699番4、1699番6、1699番7	真岡市田町1699番地4	上 野 慎
真岡市中字宮本562番14の一部	真岡市大谷新町1番地4 ロイヤルウイング201号	高 橋 太
下都賀郡野木町大字潤島字大堀126番3	下都賀郡野木町大字潤島126番地3	折 原 誠
下都賀郡壬生町大字北小林字榎木813番3、814番7	宇都宮市宮原3丁目4番5号 宮原社宅B305	渡 邊 紀 夫 渡 邊 早 苗
下都賀郡都賀町大字平川字上川原789番37、789番38、790番38、789番5地先認定外道路、大字枳塚字上川原559番2	下都賀郡都賀町大字平川789番地25	小 暮 直 樹 小 暮 真由美
下都賀郡壬生町大字上田字朝比奈7番4	下都賀郡壬生町大字上田1410番地	株 式 会 社 ベジファーム
下都賀郡岩舟町大字静字神明前2248番1	小山市大字小薬79番地9	野 澤 恒 順
下野市川名子字原4番212、4番219	下野市川名子4番地143	石 田 浩
下都賀郡野木町大字野木字堀切2539番1	下都賀郡野木町大字野木2597番地2	岡 安 浩 明 岡 安 祥 子
さくら市氏家字大野3523番1、3523番19	矢板市中438番地9	株 式 会 社 緑 新
那須塩原市埼玉字稲村6番40 (開発行為に関する工事) 那須塩原市埼玉字稲村6番40地先	那須塩原市下永田1丁目1012番地14	京 都 地 所 株 式 会 社

(都市計画課)

○聴聞の実施

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により聴聞を行うので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により次のとおり公示する。

平成21年11月20日

栃木県知事 福 田 富 一

聴 聞 の 期 日	聴 聞 の 場 所	聴聞される者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	事 案 の 内 容
平成21年11月30日 午後2時から	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁本館15階会議室4	栃木県那須塩原市上厚崎608番地24 株式会社 一軒家 代表取締役 江本 恭二	宅地建物取引業法第66条第1項第8号に規定する不正の手段による免許の取得について

(住宅課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年11月20日

栃木県産業技術センター所長 天神林 孝 二

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 水熱合成反応装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成22年2月2日
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、精密機械類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成21年12月3日において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年10月1日付け出会第26号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3224 栃木県宇都宮市刈沼町367-1 栃木県産業技術センター管理部 電話 028-670-3395
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成21年12月3日 午前10時30分 栃木県産業技術センター大会議室
- (3) その他 入札説明書は、平成21年11月24日から同年12月2日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(工業振興課)